

## 埼玉県障害児等療育支援事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児（以下「在宅障害児（者）」という。）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する圏域における療育機関等との重層的な連携を図り、もって、障害児（者）の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、埼玉県とする。

なお、この事業を障害児（者）に関する事業を実施する社会福祉法人、特定非営利活動法人等に委託することができる。

(事業の種類と内容)

第3条 埼玉県障害児等療育支援事業の種類及び内容は次のとおりとする。

### 1 療育等支援施設事業

#### (1) 趣旨

この事業は、在宅障害児（者）のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障害児（者）施設の有する機能を活用し、療育体制の充実を図り、地域の在宅障害児（者）及びその家庭の福祉の向上を図る。

#### (2) 事業内容等

県は、療育等支援施設事業を実施する施設をあらかじめ指定（以下「支援施設」という。）して実施するものとし、その事業の内容は次の3つの事業とする。

#### ア 在宅支援訪問療育等指導事業

##### (ア) 巡回相談

この事業は、支援施設に相談・指導を担当する療育等の専門技術を有する職員等で編成された相談・指導班を設置し、相談・指導を希望する在宅障害児（者）の家庭に定期的もしくは随時訪問させ、又は、相談・指導を必要とする地域を巡回させる等の方法により、地域の在宅障害児（者）及びその保護者に対して各種の相談・指導を行うものとする。

##### (イ) 訪問による健康診査

この事業は、障害及び介護の状況等から医療機関等における健康診査

を受けることが困難な在宅の重度知的障害者の家庭を訪問し、健康診査を実施するほか、必要に応じて介護等に関する指導、助言を行い、あわせて各種の相談に応じるものとする。

イ 在宅支援外来療育等指導事業

この事業は、在宅の障害児（者）及び保護者に対し、外来の方法により、各種の相談・指導を行うものとする。

ウ 施設支援一般指導事業

この事業は、障害児通所支援事業及び障害児保育を行う保育所などの職員に対し、在宅障害児（者）の療育に関する技術の指導を行うものとする。

(3) 事業の実施

支援施設においては、原則として上記（２）に掲げる事業をすべて実施するものとする。

ただし、この事業を委託された社会福祉法人等は、次のような場合に限り、実施主体の承認を得て、事業の一部を他の社会福祉法人等に再委託することができる。

なお、この場合、支援施設と再委託を受けた社会福祉法人等は、互いに連携を図り、本事業が効果的に行われるよう努めるものとする。

ア 圏域の地理的条件等のため、複数箇所で行う事業を実施することにより利用者の利便を図る必要がある場合

イ 上記（２）の事業について、盲児、ろうあ児、難聴幼児等対象者を限定して事業の一部を再委託する場合

(4) 療育拠点施設との連携について

療育等支援施設事業を実施する施設と療育拠点施設事業を実施する施設は互いに連携を図り、本事業が円滑かつ効果的に行われるよう配慮すること。

## 2 療育拠点施設事業

(1) 趣旨

この事業は、専門的な療育機能を有する施設が、支援施設等の障害児（者）施設等と療育機能の連携を図り、在宅障害児（者）及びその家族に対し専門的な支援を行う体制の充実を図る。

(2) 事業内容等

県は、この事業を実施する施設をあらかじめ指定（以下「拠点施設」という。）して実施するものとし、その事業の内容は次の２つの事業とする。

#### ア 施設支援専門指導事業

この事業は、拠点施設の障害児（者）の療育に関する担当職員が、支援施設の担当職員とともに、拠点施設の設備・機能を利用した医療や検査、より専門的な療育技術や知識が必要な事例等について検討及び研究を行うことにより、療育等支援施設事業の円滑な実施を図るものである。

#### イ 在宅支援専門療育指導事業

この事業は、拠点施設の障害児（者）の療育に関する担当職員が、支援施設から紹介を受けた処遇困難事例に対し、より専門的な立場から各種の相談・指導を行うことにより、在宅障害児（者）に対し総合的な療育支援を行うものとする。

#### （実施施設の指定）

第4条 障害児等療育支援事業の実施施設の指定については、次のとおりとする。

##### 1 療育等支援施設事業

この事業は、県が広域的見地にたつて事業の推進を図る観点から、県が別途定める広域的な圏域（障害保健福祉圏域）の適切な場所において実施するものとする。

##### 2 療育拠点施設事業

この事業は、県に1か所の障害児（者）施設等を指定して実施するものとする。

#### （関係機関等との連携）

第5条 県は、福祉事務所の調整の下、療育等支援施設事業の実施に当たり、支援施設及び市町村が実施する障害者相談支援事業の事業者との連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めることとする。

#### （経費の支弁）

第6条 県は、それぞれの事業を委託する場合には、「別表」で定める額及び予算の定める額の範囲内で支弁するものとする。

#### （報告）

第7条 実施施設は、別に定めるところにより、知事に対し事業の実施状況等について報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(別表)

埼玉県障害児等療育支援事業基準単価表	
基準額	対象経費
次により算出された額の合計額	事業を実施するために必要な
1 療育等支援施設事業	報酬、給料、職員手当等、法定福利
(1) 在宅支援訪問療育等指導事業	費、賃金、報償費、旅費、消耗品費、
7,360円×年間相談指導延件数	会議費、印刷製本費、燃料費、水道
(2) 在宅支援外来療育等指導事業	光熱費、通信運搬費、広告費、委託
2,980円×年間相談指導延件数	料、使用料及び賃借料、器具什器費、
(3) 施設支援一般指導事業	研修費、その他の経費
22,800円×年間相談指導延件数	
2 療育拠点施設事業	
(1) 施設支援専門指導事業	
28,950円×参加施設数×開催回数	
※ただし、開催回数は年間4回までとする	
(2) 在宅支援専門療育指導事業	
7,230円×年間相談指導延件数	